

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年7月10日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第9号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年7月10日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成30年4月頃から平成31年4月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
不特定多数の相手から電子マネー利用権又は現金をだまし取ることを目的とする継続的結合体であるところ、当該団体の活動として、有料サイトの未納料金請求等の名目で、共犯者らと共謀の上、架空請求等の電話をかけるなどして、複数回にわたり、電子マネー番号等を教示させ、又は現金を宅配便で送付させてだまし取った組織的な詐欺行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 日本個人データ保護協会、日本ネットワークセキュリティ協会、弁護士、楽天お客様センター等の担当者を名乗って、携帯電話に電話又はショートメールを送信する。
 - (2) 「有料サイトの利用料金の未納が発生している。」、「携帯電話機がウイルスに感染して被害を与えている、訴えられている。」などと嘘を言う。
 - (3) nanacoギフトカードのギフトIDやWebMoneyギフトカードのプリペイド番号を教示させる方法、又は、現金を宅配便で送付させる方法。
- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金3685万5785円
- 6 支給申請期間 令和7年7月10日から令和7年9月12日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人の氏名 ①豊坂こと安武 健吾、②平田 晋平、③山中 翔太、④陣内 大和、⑤藤本 正弘
 - (2) 裁判所名 ①②③最高裁判所、④⑤東京高等裁判所
 - (3) 裁判年月日 ①令和3年9月1日（同5年3月23日確定）、②令和3年9月1日（同5年3月18日確定）、③令和2年11月20日（同3年11月10日確定）、④令和2年10月30日（同3年8月28日確定）、⑤令和3年6月18日（同4年4月2日確定）

(4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

不特定多数の相手から電子マネー利用権又は現金をだまし取ることを目的とする団体の活動として、被告人らが各自役割を担い、任務分担に従って行動する組織団体であるが、有料サイトの未納料金請求等の名目で、多数の共犯者らと共謀の上、平成31年2月2日から同月29日までの間、7名の被害者から、複数回にわたり、電子マネー利用権や現金をだまし取った組織的詐欺行為。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。